

やまなし子どもの食料・生活用品支援ネットワーク構築モデル事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、様々な事情により、県内に住む子どもとその家庭が食料や関係する生活用品の入手が困難となったとき、迅速かつ持続可能な支援ができる体制を構築するため、市町村等が行うモデル事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）は、市町村及び社会福祉法人、NPO法人等の団体が行う次の事業とする。

- (1) 支援体制を構築するために必要な食料及び生活用品を一時的に保管するためのモデル事業
- (2) 支援を必要とする子どもとその家庭に、必要な食料及び生活用品を届けるためのモデル事業
- (3) (1)及び(2)のモデル事業実施後の検証事業
- (4) その他知事が必要と認める事業

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定により提出された申請書について適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により団体の代表者に通知する。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 団体の代表者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするとき、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助

対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

- (2) 団体の代表者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき、中止・廃止承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 2 知事は、前項第1号の承認をしようとする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付して、その旨を団体の代表者に通知するものとする。
 - 3 知事は、第1項第2号の申請書の提出を受け、中止又は廃止を承認した場合は、その旨を団体の代表者に通知するものとする。

（状況報告）

第7条 団体の代表者は、知事から規則第10条の規定により補助事業の執行状況に関する報告を求められた場合は、速やかに書面により報告しなければならない。

（実績報告書）

第8条 団体の代表者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第5号）に関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 知事は、前条の規定により実績報告書を受領したときは、その内容を審査のうえ補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により団体の代表者に通知する。

（補助金の交付方法）

第10条 補助金は、精算払いとする。

（財産の処分の制限）

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（第3項において「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補

助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 団体の代表者が前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

第12条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月30日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限りで、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費	補助率	補助限度額
1 需用費（消耗品費等）	補助対象経費の2分の1以内（補助率を乗じて算出した額の千円未満は切り捨て）	1団体750千円
2 役務費（通信運搬費等）		
3 使用料及び賃借料		
4 備品購入費（1件あたり3万円以上の物品の購入に限る）		
5 委託料		

様式第1号

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
TEL
印

令和 年度やまなし子どもの食料・生活用品支援ネットワーク構築モデル事業費補助金
交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、やまなし子どもの食料・生活用品
支援ネットワーク構築モデル事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて
補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 事業計画書（様式第1号の1）
- 3 収支予算書（様式第1号の2）
- 4 その他添付書類

様式第1号の1

事業計画書

①事業名称		
②事業実施地域(具体的な実施場所)		
③事業概要	事業の目的	
	事業実施予定期間	
	具体的な予定 事業内容	
	ネットワーク構築に向けて 検証する事項(予定)	
⑤事業を実施するに当たり連携する団体等	別紙のとおり	
④事業効果	事業終了後に期待される 事業の波及効果	

※ 事業が複数ある場合は1つの事業毎に作成してください。

※ 必要に応じて別紙による説明を可とします。また、参考となる資料がある場合は別に添付してください。

様式第1号の2

収支予算書

○収入の部

単位:円

科目	予算額	積算の根拠	備考
合計			

○支出の部

単位:円

科目	予算額	積算の根拠	備考
合計			

※ 支出の部〔科目〕欄には、「(別表)補助対象経費」の科目を記入してください。

様式第2号

第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

令和 年度やまなし子どもの食料・生活用品支援ネットワーク構築モデル事業費補助金の交付決定について(通知)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについては、山梨県補助金等交付規則及びやまなし子どもの食料・生活用品支援ネットワーク構築モデル事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり交付決定します。

交付決定額 円

様式第3号

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
TEL

印

令和 年度やまなし子どもの食料・生活用品支援ネットワーク構築モデル事業費補助金
事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更したいので申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

(※交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。)

様式第4号

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
TEL
印

令和 年度やまなし子どもの食料・生活用品支援ネットワーク構築モデル事業費補助金
事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあったこのことについて、次の理由により事業計画を中止(廃止)したいので申請します。

1 中止(廃止)の理由

2 中止(廃止)の内容

様式第5号

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
TEL
印

令和 年度やまなし子どもの食料・生活用品支援ネットワーク構築モデル事業費補助金
実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定の通知のあった補助事業に
ついて、その実績を次のとおり報告します。

- 1 事業報告書（様式第5号の1）
※任意様式にて、詳細な検証結果報告書を添付すること
- 2 収支決算書（様式第5号の2）
- 3 経理関係書類（事業による収支状況が確認できる根拠書類）
- 4 その他添付書類

様式第5号の1

事業報告書

①事業名称		
②事業実施地域(具体的な実施場所)		
③事業概要	事業の目的	
	事業実施期間	
	実施した 事業の内容	
	ネットワーク構築に向けて 検証した事項	別添「検証結果報告書」のとおり
⑤事業を実施するに当たり 連携した団体等	別紙のとおり	
④事業効果	事業終了後に期待される 事業の波及効果	

※ 事業が複数ある場合は1つの事業毎に作成してください。

※ 必要に応じて別紙による説明を可とします。また、参考となる資料がある場合は別に添付してください。

収支決算書

○収入の部

単位:円

科目	予算額(A)	決算額(B)	決算額の内訳	比較増減(B)-(A)
合計				

○支出の部

単位:円

科目	予算額(A)	決算額(B)	決算額の内訳	比較増減(B)-(A)
合計				

※ 支出の部〔科目〕欄には、「(別表)補助対象経費」の科目を記入してください。

※ 事業による収支状況が確認できる根拠書類を添付してください。

様式第6号

第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

令和 年度やまなし子どもの食料・生活用品支援ネットワーク構築モデル事業費補助金の額の確定について(通知)

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあったこのことについては、令和 年度やまなし子どもの食料・生活用品支援ネットワーク構築モデル事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり補助金の額を確定します。

確定額 円

様式第7号

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
TEL
印

財産処分承認申請書

令和 年度やまなし子どもの食料・生活用品支援ネットワーク構築モデル事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、やまなし子どもの食料・生活用品支援ネットワーク構築モデル事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により、申請します。

1 処分しようとする財産の明細

2 処分の内容

3 処分しようとする理由

4 その他必要な書類